

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ◆実施期間:令和7年11月1日~11月30日
- ◆受付件数:合計 23件(3名)
- ◆意見件数:23件

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
1		-	<p>『菊田川をカヤックで遊覧』 現在の菊田川沿いはとても殺風景です。多古の道の駅は川の両サイドにアジサイが咲き、地元民ばかりではなく大勢の人で賑わっています。菊田川にはカモが泳いでいるのを目にします。エイの姿も見ました。市の花・あじさいを咲かせましょう。水質調査も必要でしょう。安全第一で出来ることは何か、どの様にしたら実現するか、知恵を出し合うことです。</p> <p>『東京インテリア協の公園の活用』 新習志野駅から数分の立地の良さを売りに出来ることは無いだろうか？ フリーマーケット、キッチンカー、道の駅等。 社会実験を出発にチャレンジしてみませんか。千葉工大の学生さん達と意見交換して、若者目線のアイデアでイベントも可能ではないでしょうか。</p> <p>宝のもちぐされにならないように。自然破壊ではなく自然を大切にすることを心がけてください。 禁止事項を全面に出しては何も進みません。 にぎわいのある街づくり、わくわくする事業・・・市民をどんどん巻き込んで進めてほしいです。</p>	<p>水質調査については谷津干潟周辺の水質環境を把握することを目的とし、本市において定期的を実施しております。 カヤックでの遊覧については、安全の確保や係員の配置などの課題があるため、現時点においては困難であると考えていますので、ご理解ください。 河川空間の利活用につきましては、東京湾の潮位の影響を大きく受け、干潮時における問題があることや高潮などの水害対策の課題、河川管理用通路に人が滞留した場合の交通安全上の課題などがあることから慎重な検討が必要であると考えております。</p> <p>本市としても、東京インテリア協の公園の芝園1号緑地に限らず、公園や緑地の特性に応じてどのような使い方、イベントなどが可能かについて、市民や事業者と連携して考えていくことが重要と考えており、基本方針の4つめとして「協働・連携による緑の輪をひろげる」を掲げております。 この基本方針を踏まえて、今後、検討してまいります。</p>
2	<p>第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 1. 緑地の保全及び緑化の施策 (2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ</p>	p78	<p>P78 (2)-1 公園・緑地の適正配置・魅力向上について</p> <p>香澄2-3にある(元)公園予定地は長年利用開発がないままですが、今後活用予定はありますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニプレーパーク、インクルーシブな遊具、防災公園、市民農園など、何か市民交流のきっかけとなるような活用を期待します。 ・真夏でも親子や地域住民が集うことができる集会所、または屋内プレイルームを設置しスタッフを常駐するなど、市民のレクリエーションニーズに対応してほしい。 ・北欧では天候に左右されない屋内プレイルームの設置があり、週に一回でも開けておく事で、地域の魅力が向上すると思います。 	<p>香澄2丁目3の(元)公園予定地については、第2次埋立造成時に将来的な公園予定地として千葉県企業庁により整備された土地となりますが、現在、当該地を公園として整備する計画はありません。</p> <p>現在、当該地は公共利用を目的としない普通財産として本市が保有しておりますが、現時点において活用予定はございません。なお、当該地の一部につきましては、平成17年2月1日より防災倉庫用地として町会へ貸し出しております。</p> <p>なお、今後の市内の公園や緑地のあり方については、既存のストックの活用・再整備が重要と考えていることから、施策の(2)-1の「③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり」において、障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、誰もが一緒に遊べるようにデザインされた「インクルーシブな遊具の設置」について追記いたします。</p>

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
3	第2章 計画の基本目標 3. 基本方針 (4) 協働・連携による緑の輪をひろげる	p46	P46 3.基本方針 緑と水によるレクリエーションの場、コミュニティ形成をマルチパートナーシップで実現していくため、Park-PFIも期待されるが、まずは市民とともに活動の輪を広げてほしい。 ・秋津、香澄の間を流れる菊田川沿の整備を期待します。 デザイン性のあるベンチや、屋根付きベンチの設置や、地域の人たちが椅子を持ってきて交流するチェアリング企画、水辺の観察会など、散歩しなくなるような企画を地域団体などと協働で企画してほしい。 ・菊田横水路(香澄1-4-4辺りから)散歩の名所となるようなパブリックアートや、水鳥の紹介看板、夜間照明の増設などを期待します。	本市としても、緑に関する知識の普及や意識啓発を図るため、様々な媒体を活用した情報発信・共有、人材の育成に努めることが重要と考えており、本計画では基本方針の4つめとして市民や事業者との「協働・連携による緑の輪を広げる」掲げております。 菊田川脇の通路につきましては、管理者が河川を管理するための通路であり、一般的な道路や緑道とは異なり河川管理施設に位置付けられているものです。管理用通路においては、施設が通路を占有することによる幅員確保の課題や人が滞留した場合の交通安全上の課題などがあることから、必要に応じて管理者である千葉県と協議してまいります。
4	第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 1. 緑地の保全及び緑化の施策 (4) 協働・連携による緑の輪をひろげる	p88	P88 (4)-1 8 プレーパークの設置について記載がありますが、 プレーパークは P44「多彩で豊かな緑と水を守り未来へつなげるまち習志野」にあります ・スポーツ、レクリエーションの活動の場 ・市民、事業者、市の協働・連携による活動を広げる などに大きく関連できると考えます。 ・プレイパークの設置を目指す人材、団体への具体的な支援について教えてください。 例) 佐倉市プレーパーク支援事業補助金 ・また、常設プレーパークの設置により日常のこどもたちの居場所となり、未来へつなげる事業となると思います。 常設化の可能性についても教えてください。 例) 千葉市常設プレーパーク「子どもたちの森公園」	現在、市内ではプラッツ習志野、香澄公園内で定期的にプレーパークが開催されています。 プレーパークはこどもの自主性や創造性を育むとともに、市民、事業者、市の協働・連携による活動を広げるうえでも重要な取組みと認識しており、今後とも活動の継続・拡大を進めていきたいと考えています。 今後は、実施に向けた取り組みを進める中で公園や緑地の場の提供等の他、更なる活動の継続・拡大を進めるための具体的な支援策等を検討してまいります。
5	第2章 計画の基本目標 2. 緑の将来像	p45	P45にあります ・近隣公園以上の主要な公園を「まちの個性となる緑の拠点」として利便性や魅力の向上とあります。とくに魅力の向上につきまして、ユニークな遊具やベンチ(北欧には様々なデザインのベンチがいたるところにあります)の設置を願います。 またインクルーシブ公園(障がいのある人でも安心して遊べる遊具)の設置予定はありますか?多彩で豊かなまちになると思います。 例) 市原市更級にあるインクルーシブひろば(上総更級公園内)	近隣公園等の魅力の向上については、施策の(2)-1の「①住区基幹公園の適正配置・魅力向上」において、地域の多様なニーズに対応した魅力向上・再整備を進めていくことと考えており、ご要望の内容も含め検討してまいります。 また、「インクルーシブ遊具の設置」については、「③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり」において、追記いたします。なお、インクルーシブ遊具の設置については、鷺沼特定土地区画整理事業地区内に整備予定の公園において、設置を検討しております。

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
6	第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 1. 緑地の保全及び緑化の施策 (2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ	p79	2-(3) 公園・緑地の防災機能の強化につきまして、防災ベンチの増設予定はありますか。 (その場合のその地域も知りたいです) 例えば袖ヶ浦東隣公園エリアなどは 災害時には香澄と袖ヶ浦をつなぐ重要な公園となるため、防災公園としての機能や住民が日頃からコミュニケーションをとれる屋根付きベンチ、水道やトイレなどが設置されるとよいかと思ます。	市内では、谷津奏の杜公園がトイレ用マンホール、仮設トイレ、防災倉庫、かまどベンチなどを備えており、地域の防災活動の重要拠点となっています。 今後の整備予定としては、鷺沼特定土地区画整理事業地区内に整備する予定の近隣公園を地域防災計画における一時避難場所に位置づけ、地区内外を含む近隣住区に対応する新たな防災拠点としての機能の充実を図る予定です。 また、本計画では地域防災計画において一時避難場所として位置づけている公園を中心として、防災倉庫や耐震性貯水槽の設置など、防災機能の向上を図ることとしております。 (P79 施策(2)-3 ①、②において記載)
7	第2章 計画の基本目標 2. 緑の将来像	p44	p31で「緑の将来像」として「多彩で豊かな水と緑を守り未来へつながるまち習志野」とありますが、習志野市の市域だけを見て「水と緑の」東西軸と南北軸を作るのは少し強引すぎます。周辺市とも関連付けた現状把握や将来展望が望まれる。かつて存在した菊田川は地下化して河口部だけになってしまったので、地表で水は東京湾側に限られます。 しかし、軸がないわけではありません。並木道的に整備されているルートや歩道の整備状況を繋ぐと軸に発展させるべきルートの候補は存在します。水を連想できる施設(公園内の水車小屋など)や並木を下記のBのように取材して「見える化」してグループ化すればよいのです。 また、緑の維持保全・発展に水は不可欠であり、水への注目から自然との共生 相互依存動物(昆虫・鳥など)に発展するようにそのメカニズムを解説すべきです。地上では海・河川のみならず、池や水路(運河)ならびに大気中の光・風・空気、水・雨、気象と「緑と水」の相互作用と示すとともに、地中環境についても記述すべきです。 注意点として、p31では「水と緑」なのに、p32(以降)では「緑と水」ですが、どのような意図・趣旨があるのでしょうか?次のp34では左側の<将来像>は「水と緑」ですが、<基本方針>と<施策の推進方向>では「緑と水」が複数あります。 【備考】 (参考文献) 高田宏臣・著「土中環境」 「よくわかる土中環境」	緑の維持保全・発展に水は不可欠と考えており、将来像や基本方針も「緑と水」をセットとして設定していますが、「緑と水の相互作用」、「地中環境」のご意見については、施策の推進の参考とさせていただきます。 「緑と水」、「水と緑」という語句については、本計画では「緑と水」に統一しています。 なお、令和6年に国が策定した「緑の基本方針」では、地域の実情を把握している基礎自治体として市町村が定める「緑の基本計画」と、一つの市町村を超える広域的な見地から都道府県が定める「緑の広域計画」の策定を促進するものとしております。本計画は国の基本方針を踏まえ、本市域を対象とした計画としています。

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
8	第1章 緑の現況と課題 1. 習志野市の概況	p19	<p>計画書の中で表示されている写真はP9の全市の空中写真のみです。なぜですか？習志野市内の各地区、核・拠点の施設、ルート上や沿道などの「緑」の状況を記録した写真は不要ですか？様々な生活者や来訪者の目線で、緑の実態を把握・分析すべきです。</p> <p>ルートに関する情報もありません？歩いてみましたか？他の都市や地域と比較できるような情報は不要ですか？国土レベルの自然公園等の森林整備を考えているのではないはずです。都市レベルの身近な空間内でのヒューマン・スケールの「緑」の計画ではないのですか？</p>	<p>市内の特徴的な公園・緑地や緑化の事例、歴史・文化資源などについては、本計画の関連する箇所に写真を掲載しています。</p> <p>また、計画の策定にあたっては、実際に公園や緑地・緑道の現地調査等を行い、それぞれの公園等の特性を把握したうえで課題の抽出や施策の展開を行っております。</p> <p>他の都市との比較については、「緑の基本計画」は各市町村の実情を把握している基礎自治体として、それぞれの地域の実情を踏まえ市町村が定める計画であること、地形的条件や地域特性などが異なることから、定量的な比較は行っておりません。</p>
9		-	<p>季節性が全く欠如しています。無視していいのですか？樹木や植物の種類にする現状把握や将来像についてのご提案が望まれます。注目するのは季節ごとの鑑賞と管理の視点です。樹木については、いわゆる並木道を形成しているところもありますし、草花は単年・多年・宿根などで季節ごとに「どこで・どのような景観が得られるか」がアレンジできるはずですよ。</p> <p>樹木の樹齢・寿命への配慮も不可欠です。樹木や比較的背の低いツツジやバラなどの組み合わせが可能ですから、景観シミュレーションなども行っていただくと良いでしょう。</p> <p>特定の地区や商店街などで、地元からのご提案やご協力を得るためにも工夫してください。</p> <p>【備考】 新宿御苑では、園内全体の見どころマップが季節別に6種類(春、初夏、夏、秋、晩秋、冬)あります。 東京都建設局公園緑地部管理課は、都立公園の「花の見どころマップ・フラワーカレンダー」を発行</p>	<p>季節ごとにおける景観や管理の視点も必要と考えております。本計画では、緑地の保全及び緑化推進のための施策として、市内の多様な場所で多様な緑化が図られるよう、(2)-2の「③緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化」、(3)-4の「①花で彩られた魅力ある商店街づくり」、⑤駅前広場での緑の空間の魅力向上」、(4)-1の「⑤花いっぱい花壇づくり」「⑥オープン・ガーデンの普及」、⑨市の花アジサイの緑化推進、魅力発信」などを記載しております。</p> <p>「樹木や植物の種類に関する現状把握」や「景観シミュレーション」については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	第1章 緑の現況と課題 3. 緑の現況量	p22	<p>地域や地区における「緑化」の程度を定量的な評価は次のような目的で必要です。</p> <p>①「緑化」の現状分析・課題発掘・問題把握・ ②緑化のメリット・役割 ➡ 目標設定 ③観光資源・地域の魅力 住民の満足度</p> <p>注目(重視)すべき評価尺度(指標)は次のように進化しています。 これは緑化のみならず緑化を含む都市環境整備の狙いや手法にリンクしています。 緑被率→緑視率→樹冠被覆率 緑視率:人の目から見える緑の割合 樹冠被覆率:一定面積の地面に対して枝や葉が茂っている部分(樹冠)が占める割合を指します。単に街路に樹木が植えてあるだけでなく、樹冠が街路を覆うことによって、緑陰効果(緑の日傘)が得られるのです。</p> <p>【備考】 (参考文献)吉永明弘・著「都市の環境倫理」</p>	<p>「緑化」の程度を定量的に把握することが重要と考えており、本計画では都市公園や公共施設の緑地を含む「緑地」の他に、本市独自の考え方として畑や樹林、民有地の緑等を「緑の空間」と定め、市内における「緑化」面積の算出を行っています。「緑地」や「緑の空間」の算出方法は、都市公園面積等の定量的な数値以外は、衛星画像が持つバンド別(赤、青、緑、近赤外等)の反射率情報から、機械的に緑被位置の識別・ポリゴン化を行い算出しており、公共施設緑地や民間施設緑地についても当該施設の敷地内の植生被覆面積を採用しています。</p> <p>上記の方法で算出した「緑地」や「緑の空間」を定量的に把握することで、課題の抽出や目標の設定等を行っております。</p>

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
11			<p>習志野市役所自身が日常的に実務としてしている次のような事業・施策に関して、緑化に関連する定量的な情報・データを整理・分析することがまず必要ははずです。 どこに、どのような緑が、どのくらいあるのか？ 誰が、どのように整備・保全しているのか？ 対象となる事業・施策は、・公園・街路 ・小中学校や高等学校・公共施設・駅前広場</p> <p>【備考】 コスト 労力 機器・設備 管理スキーム スケジュール 実務(委託先) ボランティア等の協力なども合わせて整理</p>	<p>本計画については、関係部署とも連携を図り、地域の概況(自然的条件、社会的条件)、緑の現況・緑化状況、緑に関する施策・活動の定量的な情報データを踏まえ、基本目標や緑地の確保目標、配置方針、施策などを取りまとめています。</p>
12	第2章 計画の基本目標 1. 基本理念	p43	<p>P30「基本理念」の中で、「グリーンインフラ」に関する記述が出ていますが、 ①その基本的な考え方や枠組み ②国(国土交通省など)や他の地方自治体の取り組み ③習志野市としての取り組み方 に関して全く記述されていません。なぜですか？ 理想は何か？手本はどこか？習志野市としては現実的に何をすべきか？を示すべきです。</p> <p>【備考】 八王子や京都は自然の森がバックにある(借景できる)が、習志野市はささやかな里山がある程度で無理。</p>	<p>グリーンインフラは、様々な社会課題の解決を目指すものとして、将来世代にもグリーンインフラの恩恵を引き継いでいく必要があること、また、世界的にネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、さらには Well-being の向上等について統合的な取組が求められる中で、その機能・効果を統合的に発揮する点でも大きな意義を持つことが指摘されております。このことから、本計画においても、基本理念としてグリーンインフラ視点を取り入れており、巻末の参考資料において、グリーンインフラについて説明を記載しております。</p> <p>本計画の策定に当たっては、グリーンインフラの考え方を市区町村が緑の基本計画を策定する際の参考資料として国が取りまとめた「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」を参考に実施しており、本市においては、雄大な自然の森林や農地はありませんが、地域における課題や市・民間における取組等を把握・分析したうえで、都市公園等について、グリーンインフラとしての機能を更に発揮するための視点から、整備及び管理運営の方針、具体的な施策等を見直し、充実を図っています。</p> <p>本市における取組の一例としては、谷津千潟や実籾自然保護地区等の貴重な緑の保全により、多様な自然環境や生態系の保全が図られるものと考えております。</p>
13			<p>なぜ福井県に立地する事業者(コンサルタント?)に実務を発注したのですか？ 特別に『なるほど! さすが!』と思うような特徴的、画期的、魅力的なアウトプットになっているとは言い難いと思います。特別のノウハウ・実績例・スペシャリスト・推薦・評判があったのですか？ 単純に考えても、事業所の本来の所在地から、会議・打ち合わせ・現地調査などのために習志野市に出かけてくるコスト(交通費・宿泊費・人件費など)がかかるはず です。 それが上記指摘事項の原因の一つであれば、しかるべきご説明が必要です。</p> <p>【備考】 土地勘はありますか？ 地域の歴史や周辺地域との関連をご存知ですか？</p>	<p>習志野市緑の基本計画策定業務については、令和6年度から令和7年度の2箇年の業務として発注し、一般競争入札を実施し、受注者を決定しております。また、入札参加者資格者要件については、広く参加者を募るため、千葉県内に本店または営業所等を有するものとしております。さらに、入札参加者及び配置される技術者は緑の基本計画等の策定実績を有するものとしており、一定のノウハウ・実績を条件として付したうえで競争入札を実施しております。</p> <p>なお、業務受注者においては、本市や近隣市、千葉県等の歴史的背景、変遷等についても十分調査を行うとともに、実際に本市の公園や緑地・緑道を現地調査等を行い、それぞれの公園等の特性を把握したうえで計画策定業務に取り組んでおります。</p>

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方												
14			<p>都市空間=自然物(人間+動物+鳥類+昆虫+「みどり」)+人工物 自然物では、水・空気・光などにも注目 「みどり」の維持・成長には水、酸素、二酸化炭素、太陽光が不可欠 人の道、風の道、光の道などと「みどり(の道)」共存共栄・調和</p> <p>道路網の整備、河川・湖沼・海岸の整備、建築物(高層・大規模)のコントロール 包括的・総合的なレベルや視点からのアプローチ(景観・ランドスケープデザイン、ユニバーサルデザイン、サーキュラーエコノミーなど) 複合的・副次的な相乗効果(歩きやすい道づくり、延焼防止など防災性向上)</p> <p>【備考】 海中の緑 藻類など ブルーカーボン</p>	<p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。ご意見の内容については、主に環境保全系統、景観形成系統の緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の施策に概ね盛り込んでいると認識しています。</p>												
15	<p>第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 2. 施策の推進方針 (3) 各施策の役割分担・推進スケジュール</p>	p92~95	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="672 606 806 694"> <分類> 公的空間 </td> <td data-bbox="828 606 1164 694"> <対象となる施設> 公園・都市公園・自然公園 道路・街路 </td> <td data-bbox="1187 606 1411 694"> <主な担い手> 官(地方自治体)主導 ↑ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="672 718 806 813"> 準公的空間 </td> <td data-bbox="828 718 1164 813"> 鉄道・バスターミナル・空港・港湾 学校・幼稚園・保育所・公民館 医療施設・福祉施設・神社・寺・墓地 </td> <td data-bbox="1187 718 1411 813"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="672 829 806 925"> 民地(居住系) </td> <td data-bbox="828 829 1164 925"> 商業施設・商店街・駐車場 高層住宅街・マンション・団地 低層住宅街・アパート・戸建て住居 </td> <td data-bbox="1187 829 1411 925"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="672 957 806 997"> 民地(業務系) </td> <td data-bbox="828 957 1164 997"> オフィス・製造・物流 </td> <td data-bbox="1187 957 1411 997"> ↓ 民(企業・市民)主導 </td> </tr> </table> <p>【備考】 公園と緑地の区別は明確にすべき JR津田沼駅南口では 公園を廃止 → 建築物上を緑化のシナリオだが、大いに疑問あり</p> <p>「生産緑地」に限らず、都市計画区域外の農地等も「緑のまちづくり」の構成要素として配慮すべき</p>	<分類> 公的空間	<対象となる施設> 公園・都市公園・自然公園 道路・街路	<主な担い手> 官(地方自治体)主導 ↑	準公的空間	鉄道・バスターミナル・空港・港湾 学校・幼稚園・保育所・公民館 医療施設・福祉施設・神社・寺・墓地	 	民地(居住系)	商業施設・商店街・駐車場 高層住宅街・マンション・団地 低層住宅街・アパート・戸建て住居	 	民地(業務系)	オフィス・製造・物流	↓ 民(企業・市民)主導	<p>市内における緑については、公的な緑から民地の緑まで多様に存在しているため、本計画では、主な施策の担い手(役割)として、第5章 2. 施策の推進方針(3) 各施策の役割分担・推進スケジュール(p92~95)で整理しています。</p>
<分類> 公的空間	<対象となる施設> 公園・都市公園・自然公園 道路・街路	<主な担い手> 官(地方自治体)主導 ↑														
準公的空間	鉄道・バスターミナル・空港・港湾 学校・幼稚園・保育所・公民館 医療施設・福祉施設・神社・寺・墓地	 														
民地(居住系)	商業施設・商店街・駐車場 高層住宅街・マンション・団地 低層住宅街・アパート・戸建て住居	 														
民地(業務系)	オフィス・製造・物流	↓ 民(企業・市民)主導														

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
16			<p>道路空間の緑化(並木・街路樹・花畑など) →街のシンボル・魅力向上・観光資源</p> <p>生活者や来訪者の移動ニーズ・習慣に対応した「緑のネットワーク」の段階的整備 例えば、 ・3年単位で10km(1km×10ルート)のPDCAを実施→30年で100kmを目指す ・道路の拡幅などの整備を待たずに現行の道路空間内で緑の歩行空間を拡幅 →車道の一方通行化(車線減少) 例)松山市(愛媛県)など →時間帯による一方通行の使い分け 例)新宿区神楽坂(東京都)など</p> <p>【備考】 道路種別の整備計画とは別の整備・利用プランを重ね合わせる</p>	<p>道路空間の緑化は重要な施策と考えているため、本計画では、緑地の保全及び緑化推進のための施策として、(2)ー2緑と水の拠点のネットワーク化の施策①～③において、街路樹の整備や歩行空間の向上に向けた施策を掲げております。その他、(3)、(4)の施策においても、様々な視点からまちの魅力向上等に寄与する施策を掲げております。</p>
17			<p><商店街など> 車庫・車寄せなどのために街路樹や植栽を撤去した箇所が散見(習志野市内でも)車でのアクセスや駐停車スペースは裏通り(銀座など)や中庭へ</p> <p><住宅地など> 遺産相続時の不動産分割に伴い、樹木を伐採し生垣を処分して車庫だらけ 例)世田谷区成城(東京都)など 同一街区内の空き地の有効活用・共同利用へ</p> <p>【備考】 土地の売買等を行う際には、一度更地とすることが一般的らしい、貴重な樹木を残したままで新たな地権者に譲り渡すことは難しい。</p>	<p>商店街や住宅地の緑は、市民にとって一番身近な緑であり重要な緑と考えております。本計画では、緑地の保全及び緑化推進のための施策として、基本方針(3)身近な暮らしの緑をはぐくむの施策において、商店街や住宅地の緑化について施策を掲げております。</p> <p>なお、本市の街路樹が民地の出入り等により支障となる場合については、協議を行い、原則、別の箇所に移植するよう指導しております。</p>

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方							
18			<p>「公園」と「緑地(あるいは緑化)」は概念的・歴史的・制度的・機能的にも全く別で、きちんと区別すべきです。 あたかも“同一・同類・同等のもの”で、代替可能であるかの如く扱うのは非常に問題です。</p>	<p>緑地については、都市緑地法第3条第1項において、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義されています。 一方、都市公園については、都市公園法第2条第1項において、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に大規模公園、国営公園を含めたものと定義されています。 また、緑の基本計画で対象とする「緑」については、都市緑地法運用指針では、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化、生産緑地地区、保存樹・保存樹林等都市における緑地等を広く対象とすることが望ましいとされています。 本計画で対象とする「緑」は、緑の基本計画ハンドブック(令和3年改訂版)における緑地の分類を参考に、公共施設等として管理される施設緑地と土地利用コントロールで確保される地域制緑地に大別し、さらに草地や水面等を「緑の空間」として対象に加えており、都市公園法で規定する都市公園については施設緑地に含んでいます。この対象とした「緑」について、分類ごとによる目標値の設定や施策を掲げております。</p>							
19			<p>緑化に関する「現状」、「課題」、「目的」、「手段」等がそれぞれ多様な側面を持ち、相互に関連しているので、類似の内容の文章があちこちに登場してわかりにくい状況です。 都市空間の現状と計画について①～⑤を記述してから「緑の計画」へと続けてはいかがですか。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td rowspan="5" style="padding: 5px;">都市空間の 現状と計画</td><td style="padding: 2px 5px;">①森林</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">②公園</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">③道路</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">④公共施設(学校・市役所等)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 5px;">⑤農地・民地(住宅・事業所)</td></tr> </table> >> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">緑の計画</td></tr> </table> </div>	都市空間の 現状と計画	①森林	②公園	③道路	④公共施設(学校・市役所等)	⑤農地・民地(住宅・事業所)	緑の計画	<p>本計画は、令和4年に改訂した現行計画を踏襲しつつ、法改正やニーズの変化などを加味した計画として策定することを基本としております。このことから、構成の変更は考えておりません。 なお、都市空間の現状と計画については、資料編のⅢ. 緑の現況・緑化状況、Ⅳ. 緑に関する施策・活動の整理においてとりまとめています。</p>
都市空間の 現状と計画	①森林										
	②公園										
	③道路										
	④公共施設(学校・市役所等)										
	⑤農地・民地(住宅・事業所)										
緑の計画											

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方																						
20			<p>全市一地区別の計画の記述(図示)の順番は、次のような順番にする方が「わかりやすい」はずです。</p> <p>①旧第7章の内容を先に置き、5つの地区(大地区)別の記述をしてから、 ②その地区(大地区)内にある保全配慮(小地区)あるいは緑化重点(小地区)について旧第6章の内容を記述</p> <table border="1" data-bbox="680 331 1411 603"> <thead> <tr> <th rowspan="2">レベル1</th> <th rowspan="2">レベル2 (7章の内容)</th> <th colspan="2">レベル3 (6章)</th> </tr> <tr> <th>保全配慮</th> <th>緑化重点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">全市 1~5章</td> <td>谷津・向山</td> <td>谷津千潟</td> <td>奏の社</td> </tr> <tr> <td>藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台</td> <td>藤崎</td> <td>鷺沼</td> </tr> <tr> <td>大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実花・東習志野・実籾・新栄</td> <td>実籾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園</td> <td></td> <td>茜浜・芝園</td> </tr> </tbody> </table>	レベル1	レベル2 (7章の内容)	レベル3 (6章)		保全配慮	緑化重点	全市 1~5章	谷津・向山	谷津千潟	奏の社	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	藤崎	鷺沼	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷			実花・東習志野・実籾・新栄	実籾		袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園		茜浜・芝園	<p>保全配慮地区、緑化重点地区については、第4章緑地の配置方針、第5章緑地の保全及び緑化の推進のための施策を踏まえて設定しております。地区別の計画は、保全配慮地区・緑化重点地区の設定までの内容を踏まえ、地区別の計画を作成することで、地区ごとに目指すべき緑のまちづくりの方向性や施策について、市民・事業者に分かりやすく伝えるのに有効であると考え、本計画の構成としております。なお、緑の基本計画ハンドブック(令和3年改訂版)における緑の基本計画作成の一般的なプロセスにおいても、本計画と同様の構成となっております。</p>
レベル1	レベル2 (7章の内容)	レベル3 (6章)																								
		保全配慮	緑化重点																							
全市 1~5章	谷津・向山	谷津千潟	奏の社																							
	藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	藤崎	鷺沼																							
	大久保・泉・本大久保・花咲・屋敷																									
	実花・東習志野・実籾・新栄	実籾																								
	袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園		茜浜・芝園																							
21	<p>第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策</p> <p>2. 施策の推進方針</p> <p>(3) 各施策の役割分担・推進スケジュール</p>	p92~95	<p>P95から4ページの「まとめ」表は、ほとんど○印をつけているので表として意味のある情報提供をしていません。</p> <p>○印でなく、3~5段階の点数をつけるとか、地図に記述した情報から地区別の特徴や魅力・可能性・発展性の要点を文書化するとかの工夫が必要です。</p> <p>5地区のそれぞれは、その地区の緑を代表する点的な緑やそのつながりとなる線的な緑の代表があるはずですから、それをメインにしつつ地区ごとのテーマ(優先的な課題)を示すべきです。</p> <p>例えば、「防災重視地区」「歴史文化重視地区」などを強調するのです。</p> <p>また特定の地区や商店街などで、地元からのご提案やご協力を得るためにも工夫してください。</p>	<p>役割分担については、市民や事業者が主体的、または協力的に取り組む施策を明示することにより、意識啓発、取り組みへの参画につながることをめざして記載しています。表示の方法については、市民や事業者のかかわりを分かりやすく示すことを考慮しております。なお、各主体の関わり方の重みづけ(3~5段階の点数をつけるなど)については、考えておりません。</p> <p>地区別の計画は、法定計画事項としては設定されていませんが、緑の基本計画ハンドブック(令和3年改訂版)において作成することが望ましいとされており、現行計画においても作成しています。本計画においても、地区別の計画を作成することで、地域の特性や課題を踏まえた目指すべき緑のまちづくりの施策について、市民・事業者に分かりやすく伝えるために有効であると考えて記載しております。地区ごとのテーマについては、保全配慮地区や緑化重点地区に比べて対象範囲が広く、取組みの内容も多岐にわたるため、考えておりません。</p>																						

習志野市緑の基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
22	第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 2. 施策の推進方針 (3) 各施策の役割分担・推進スケジュール	p92~95	<p>形式的で説得力が不十分です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主体的」「協力的」とは何ですか？ ・「推進スケジュール」は全部同じで何の意味があるのですか？ ・P70では「市の役割」とあるのに、P72からは「行政」となっていますが、この違いは何ですか？ <p>街路の緑を考えるのですから国道も県道もあるので「国」「県」も関わるはずですが、行政(市)の関わり方もP71の図の真ん中にある「運営組織」は「緑」関連のすべての施策に関わるのですか？ それとも個々のテーマあるいは地区ごとに「何らかの運営組織」があるのですか？</p> <p>緑化については、内外各地に推進組織の事例・実績がありますから、優れた事例をいくつかご紹介いただく方がわかりやすいと思われまます。</p> <p>「市民か事業者か行政か」といったことについて、例えば団地やマンションでは事業者が建築確認申請などで行政がチェックするタイミングがあるはずですから、その段階で然るべき依頼や指導をすれば良いでしょう。</p> <p>また、習志野市として独自の要請をするのであれば他の自治体の先進的な取り組みを参考として新たな条例等の導入をすべきです。</p>	<p>各施策の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協力・連携が不可欠のため、各施策での役割に応じて、「主体的に取り組む」「協力的に取り組む」に分けて整理しています。</p> <p>緑に関する施策は、継続して取り組むものが大半であるため、結果として推進スケジュールが重なることとなります。そのうえで、優先的に取り組む施策を強調させるため、前期と後期を10年ずつ区分し設定しております。</p> <p>また、国や県も関わる施策もありますが、それらについても市が主導して国・県と調整するものと考えて、「行政」と「市」の語句の混在については、本計画では「市」に統一しています。運営組織(P91)については、施策の推進と評価・見直しをPDCAサイクルにより実施する体制として表現しているものであり、特別な組織を想定しているものではありません。</p> <p>緑化推進組織の事例については、施策の推進の参考とさせていただきます。</p> <p>新たな条例等の導入については、「事業者が変わっても緑化協定締結が継続されるようなしくみと、屋上緑化、壁面緑化等を考慮した条例の見直しの検討」を記載しております。(計画案p84)</p>
23	-	-	<p>(全体に関わることですが)</p> <p>図や表のタイトルや図番号・表番号は必要ないのですか？</p> <p>地図については、アクセス距離を円で表示していることは良いのですが、縮尺とゲージはそれぞれお示しください。</p>	<p>図については、基本的にタイトルを記載していますが、表や図番号については、文章の流れから内容がわかることや、視覚的にすっきりとしたレイアウトで見やすくなることを考慮し、記載していません。</p> <p>図面は見やすくなるようにノンスケールとしているため、縮尺は記載していません。</p> <p>ゲージについては、緑の将来像図など一部の図面を除いて追加いたします。</p>